

引っ越しを予定している方は、窓口での異動届が必要です

届出の名称	必要なもの	その他
転入届 他市町村から 小坂町に引っ越し	<ul style="list-style-type: none"> • 転出証明書 • マイナンバーカード (暗証番号が必要です) • 届出人の本人確認書類 • 年金手帳(国民年金加入者) • 印鑑 	◆転入届・転居届は住み始めてから届出をしてください。 ◆転出届は引っ越し予定日の14日前から届出できます。 ◆本人・同一世帯員以外の方が届出する場合は 委任状 が必要です。 ◆手続きによっては、前住所地発行の所得課税証明書が必要な場合があります。各担当窓口でご確認ください。
転居届 小坂町内で 引っ越し	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカード (暗証番号が必要です) • 届出人の本人確認書類 • 印鑑 【該当する方のみ】	
転出届 小坂町から 他市町村に引っ越し	<ul style="list-style-type: none"> • 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証 • 福祉医療費受給者証 • 介護保険証 • 障がい者手帳 • 印鑑登録証(転出の場合) 	



お問い合わせ先 町民課町民生活班 窓口(TEL29-3906)

賃貸住宅情報(アパート情報)・小坂町空き家・空き地バンクをご活用ください

☐ 賃貸住宅や空き家・空き地をお探しの方へ

町内にある賃貸住宅、アパートの供給情報や現在使っていない空き家・空き地の情報を町ホームページに掲載しています。

☐ 空き家・空き地をお持ちの方へ

小坂町にある空き家・空き地を「小坂町空き家・空き地バンク」に登録しませんか？

小坂町空き家・空き地

小坂町民間賃貸



◀町ホームページにはこちらからアクセス!



【宅地建物取引事業者への仲介依頼ができるようになりました】

所有者から了承を得られた物件については、宅地建物取引業者である株式会社タナックス(TEL29-2311)が窓口となって交渉や契約内容などの仲介業務を行うことが可能になりました。(ただし、成約時には仲介手数料がかかります)

仲介を受けない物件については、町では情報の紹介や登録のみとし、売買や賃貸の仲介は行いません。交渉や契約内容などについては当事者間で行ってください。また、当事者間で起きた問題について、町は一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

紹介している情報や情報の登録方法などの詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ先 総務課企画財政班(TEL29-3907)